

岩手県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、釜石市から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成24年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

都市計画の種類及び名称

- 1（1）種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）  
（2）名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（鶴住居地区）
- 2（1）種類 都市計画施設（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）  
（2）名称 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（東部地区）
- 3（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）  
（2）名称 片岸地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 4（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）  
（2）名称 鶴住居地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 5（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）  
（2）名称 嬉石松原地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 6（1）種類 市街地開発事業（土地区画整理事業）  
（2）名称 平田地区被災市街地復興土地区画整理事業